

防府市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱

平成12年7月11日制定

(趣旨)

第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定による防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年防府市条例第27号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定により市が定期的に収集、運搬し、処分する家庭系廃棄物に係る処理手数料（以下「手数料」という。）の収納の事務の委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 手数料の収納の事務を受託できる者は、市内に条例第9条第2項の指定袋（以下「指定ごみ袋」という。）を取り扱える店舗又は事業所を有し、かつ、市税等の滞納のない法人又は個人とし、市長はこれを防府市指定ごみ袋取扱店として登録するものとする。ただし、市長がごみ処理手数料収納事務を滞りなく行える者として、特に認めた場合は、この限りではない。

(登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする者は、防府市指定ごみ袋取扱店登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の通知)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、登録について審査し、防府市指定ごみ袋取扱店登録通知書（第2号様式）又は防府市指定ごみ袋取扱店登録却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 第2条の登録の有効期間は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、これを短縮することができる。

(契約)

第6条 市長は、手数料の収納の事務を委託しようとするときは、第4条の規定により登録を受けた者と収納事務委託契約（以下「契約」という。）を締結し、委託するものとする。

(契約期間)

第7条 前条の規定による契約期間は、契約の締結の日からその属する年度の3月31日までとする。

(指定ごみ袋の発注及び納品)

第8条 第6条の規定により契約を締結した者（以下「受託者」という。）は、防府市指定ごみ袋発注書（第4号様式）により指定ごみ袋を発注するものとし、市長は、受注後速やかに納品するものとする。

(手数料の収納)

第9条 受託者は、指定ごみ袋と引換えに手数料を収納するものとする。

2 前項の収納する手数料の額は、条例別表第1に定める額とする。

3 受託者は、第1項で収納した手数料について、ごみ処理手数料収納報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(手数料の納付)

第10条 受託者は、前条第1項で収納した手数料を市長に納付しなければならない。

2 前項の納付方法及び納付時期は、市長が別に定める。

(収納事務委託料)

第11条 手数料の収納の事務の委託料の額並びに支払時期及び方法は、市長が別に定める。

(再委託の制限)

第12条 受託者は、手数料の収納の事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、受託者の手数料の収納の事務について検査等を行うことができるものとする。

(契約の解除及び登録の取消し)

第14条 受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除し、及び登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 手数料の収納の事務に関し不正又は不誠実な行為があったとき。
- (2) 手数料の納付を滞らせたとき。
- (3) 市税等を滞納したとき。

(4) その他この要綱及び契約に定める義務を履行しないとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、手数料の収納の事務の委託の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

防府市指定ごみ袋取扱店登録申請書

年 月 日

(あて先)防府市長

申請者住所

氏名 (法人にあつては、代表者氏名)

印

防府市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第 3条の規定により 下記のとおり申請します。
なお、登録期間終了までの間において市税等の収納状況について調査されることに同意します。

記

店 舗 名			
店 舗 所 在 地	防府市	〒	
店 舗 代 表 者 名			
電 話 番 号	-	F A X 番 号	-

防 府 市 指 定 ご み 袋 取 扱 店
登 録 通 知 書

防府市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第4条
の規定により 防府市指定ごみ袋取扱店として登録したこと
を通知します。

登 録 番 号 第 号

登 録 者 名

店 舗 名

登 録 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

防 府 市 長

第 3号様式

防府市指定ごみ袋取扱店登録却下通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

防府市長

印

年 月 日に申請された防府市指定ごみ袋取扱店の登録について、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

却下の理由

第4号様式

防府市指定ごみ袋発注書

年 月 日

(防府市指定ごみ袋取扱店)

氏 名

登録番号 第 号

指定ごみ袋を下記のとおり発注します。

記

指定ごみ袋種類				発注数
特大	袋入×	セット	枚	箱
大	袋入×	セット	枚	箱
小	袋入×	セット	枚	箱
計				箱

ごみ袋届先店舗名		電話番号	-
----------	--	------	---

発注書送付用FAX番号		
-------------	--	--

取扱者

第5号様式

ごみ処理手数料収納報告書

年 月 日

防府市長

(防府市指定ごみ袋取扱店)

氏 名

登録番号 第 号

ごみ処理手数料を下記のとおり収納しましたので、報告します。

記

指定ごみ袋種類		箱数	総袋数	手数料	委託料	-
特大	袋入	円	袋	円	円	円
大	袋入	円	袋	円	円	円
小	袋入	円	袋	円	円	円
計			袋	円	円	円

年 月

伝票番号

店舗名		電話番号	
-----	--	------	--